

災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の
建設に関する協定書

北 茨 城 市

一般社団法人日本ムービングハウス協会

災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書

北茨城市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、北茨城市地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅」とは災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書を持って乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

2 甲及び乙は、協力の要請を円滑に行うため、甲乙両者の連絡先及び連絡責任者等を別に定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協 力）

第4条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋その他について可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(報 告)

第7条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙から解除の申し出がないときは、1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年9月15日

甲 茨城県北茨城市磯原町磯原1630

北茨城市長 豊田 稔

乙 北海道札幌市清田区美しが丘3条10丁目2-15
一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事 佐々木 信博